

第7回補助金等検討委員会議事録（要旨）

1. 開催日時 令和2年9月30日（火） 午後1時30分～午後4時00分
2. 開催場所 東庁舎 302会議室
3. 出席者
 - (委 員)
明石 照久 委員長、鶴 弘之 委員、馬場 範夫 委員
 - (事務局)
長野 秀文 財政課長、木庭 雄二 財政課員
中野 弘之 福祉課長、三森 雅之 生活保護担当係長
菅原 景子 子育て支援課長、井村 伸 子育て支援課参事、小川 真理 児童家庭担当係長
中村 孝行 水路課長、井上 まき子 水路庶務担当係長、二本木 優 水路課員
井上 浩二 商工観光課長、萩尾 拓郎 商業観光担当係長
古賀 肇 人権・同和対策室長、橋本 精一郎 人権・同和対策担当係長
 - (コンサル)
佐々木 央 （富士通総研）
4. 議題
 - (1) 個別補助金の審査について

①社会福祉協議会補助金審査

質疑応答

委 員：社会福祉協議会補助金額は、第3回委員会審査時に提出された補助金審査調書において6,435万円と理解しているが、今回提出された補助対象経費明細書は地域福祉事業4,797万3千円のみでありセンター事業1,637万7千円の明細が提出されていない。事業補助の対象人件費がわかりにくいという委員の意見を受けて今回資料提出されたと思うが、センター事業に係る人件費分がないので補助金全体の把握ができない。今日の審査はできないのではないか。

事務局：センター事業の明細資料は提出していないので、再度作成して提出したい。

委 員：地域福祉事業人件費明細の中で正規職員1名の給料が非常に高い印象を持ったが、どういう職員なのか説明をお願いする。

事務局：この職員は50歳代前半の課長職で、30数年前の採用の際に市の職員に準じる給料体系があったときいており、このため一人だけ高くなっているが、その後は、社会福祉協議会独自の給料体系になっている。

委 員：公金を補助金として支出するにあたっては、その理由、金額根拠を市民の方に説明できなければ、支出してはならないと考える。この点から、高額な人件費への補助は市民から理解されるのか、もっと言えば、今の市の職員より高いのではないか

いかと考えられ、これを市はどのように市民に説明するのかと思う。

事務局：市民が納得するかということに対しては何とも言えない。

委 員：仮に過去何年にもわたり社会福祉協議会から言われるままに補助金を出してきたとすると、これを機に、こういうやり方でいいのか市と社会福祉協議会とで議論してもらうことが大事ではないかと思う。

事務局：予算要求時に、社会福祉協議会と福祉課、財政課の三者で協議している。

委 員：社会福祉協議会補助金については、事業ごとに区分して金額が整理されているが、事業を行うための職員がどのように配置され、必要経費が適切に支出されているかという基本に立ち返って協議願いたい。

委 員：これまで補助金の審査において議論し担当課の説明を受けてきたが、これは福祉課だけではなく、非常に当事者意識が希薄であるという印象を持った。委員会で意見を出しているが、本来は担当課と補助事業者で行うべきもので、自分たちで行うという意識を持っていただきたい。補助金支出に当たり担当課は事業者からの資料をもっと精査する必要がある。補助金の財源は公金、つまり筑後市民の税金ということであり、筑後市民への説明ができなければならない。こういうことを前提に補助金支出にあたっては、もっと厳格に行ってほしい。

社会福祉協議会が重要な役割を担っている組織であることは承知しているが、職員の中で一人の入件費が突出していることは奇異に感じる。それでも法人として支出することはいいとしても、それが補助金、つまり税金の対象であるということとは違うと思う。補助金の対象から切り分けることが市民には説明がつくのではないか。個別案件として、適切な対応が必要であろう。

地域福祉事業の事業別人員体制で自主事業と受託事業が示されており、補助対象の職員が、受託事業にも携わっているのに、入件費すべてを補助対象とはどうなのかと思う。入件費の補助対象額が自主事業だけのものか、関連性を深く検討していただきたい。

コンサル：補助対象となっている事業にそれぞれの職員がどのくらい携わり、その入件費分がいくらで、それに対して市が補助金としていくら交付しているのか事業効果を測る資料が出てこないことは、社会福祉協議会がどんぶり勘定でしか割り当てていなければいけないということになる。資料では課長は自主事業のみ携わっているとしているが、受託事業も含めて管理しているはずであり、所管課として見過ごしている時点で、主体的に社会福祉協議会補助金の精査をしようとする当事者意識がないことになる。社会福祉協議会から出された資料を厳密に精査しない限り、公金を執行している部門としての説明責任が成り立っていない状況である。

委員長：ご意見のとおり、補助金を受けている団体のデータ精査を十分しないまま委員会に提出され、窓口になっている市が誤りを見過ごしているのではないかという点については気をつけていただく必要がある。特定の入件費が突出していることに

ついて個別具体的な状況を説明できるような資料をいただけないと委員の疑問点は解消されないことになる。

委 員：日常生活自立支援事業は県受託事業で、受託費の中に人件費の支出はないと説明されているが、その人件費は筑後市が負担しなければならないのか、決まりがあるのか、例えば自主財源ではできないのか。

コンサル：市ではなく社会福祉協議会が県からの受託を決定しているのであれば、県と社協の契約関係であり、人件費が含まれていないことがわかって契約しているのであれば、社協が責任を持って解消すべき問題である。

委 員：補助金の支出は前例ではなく、資料により根拠を明確にする作業をしていただきたい。

委 員：社会福祉協議会が受託している日常生活自立支援事業の内容の確認をお願いする。県はどういうスキームでこの事業を組み立てているのか、その人件費はどういう考え方で整理されているのか確認し、結果を教えていただきたい。

委員長：センター事業の追加資料に加えて、委員の皆さんから意見があつたことについて詳しく調べ回答を用意していただきたい。そのうえで、審査は次回とする。

②筑後市母子寡婦福祉社会補助金審査

質疑応答

委 員：この補助金については第4回委員会審査のときに委員長からの指摘で、1点目に母子福祉社会の事務局が社会福祉協議会の中にあることから補助金一本化の検討要請があつたが、その後の検討状況についてお尋ねしたい。2点目に、母子寡婦福祉会と県連合会との関係、事業効果を高めるための整理に関してお答えをいただきたい。3点目に、社協助成金の15万円について、算定基準は明確にはないが、会員規模や活動規模を総合的に勘案して額を決定していると回答されているが、具体的に内容を説明願いたい。

事務局：1点目の補助金一本化については福祉課と協議しているが、まだ説明できる状況はない。2点目の県連合会とのやり取りについてもまだ整理がついていない状況である。赤い羽根共同募金が財源の助成金15万円の明確な理由、根拠はなかったので、今後、整理したい。

委 員：委員長の指摘に対する答えがないということに、委員会として今後どのように対応するのか。委員長指摘の答えを出していただくことが重要であり、答えが出ない中で、この委員会の意見や結論は出せないと考える。いつまでに答えを出せるか伺いたい。

事務局：今後開催されるそれぞれの委員会のなかで、進捗にあわせて状況の説明をしたい。

委員長：今後の具体的な予定を示していただきたい。団体規模として会員数が少ないところの補助金のあり方はどうなのか、小規模団体に対する補助金の整理をしていったほうがいいと思うので、整理するためにも補助金一本化とか連合会との関係と

かの考え方を明確に示していただきたい。もし整理できない場合は、理由を説明していただく必要がある。なお、評点審査は、これまでの資料、質疑応答をふまえ本日行うが、追加の説明を受けた段階で、採点の見直しを行う。

委員長：ほかに質問等なければ、これまでの質疑及び委員からの指摘を踏まえたうえで審査をお願いする。

評点審査終了

審査結果について委員全員の承認により確定

③水利組合運営費補助金（西牟田土地改良区）審査

④水利組合運営費補助金（西牟田西部水利組合）審査

質疑応答

委 員：二つの水利組合運営費補助金の委員会の中での議論のポイントは、本来市がやるべきことと土地改良区がやるべきことに関する認識を整理することであったと思う。今回の回答で、機能管理、財産管理について考え方がわかりやすく整理されている。回答では、法定外公共物については、財産管理・機能管理ともに地方公共団体の自治事務とされていることから、その管理責任が明確になったと考えられる、一方で、実質的な管理者である土地改良区に関しても責任が問われると思います、とあるが、これはどういうことなのか具体事例があれば説明をお願いしたい。

事務局：これまで事故等がないため具体的な事例はない。管理に関し明確な責任の割合は整理されていない。

コンサル：土地改良区が賠償を負った判例は多い。水路への転落によるその管理責任を土地改良区が問われて損害賠償をした判例など多くある。これに備えるためには、損害賠償保険に加入することが一般的であるが、加入しない場合は、事故に備えて積み立てておく、積立金もない場合は土地改良区役員あるいは土地改良区を構成する農家が分担して損害賠償をしたという事例もある。

委員長：水路については、業務的に何かあれば土地改良区のほうが責任を負うということ、市は土地改良区に任せているという理解でよいか、

事務局：すべてということではないが、一定の水路については土地改良区で行っている。

委員長：回答において水路管理の目的が、農業水利の管理のほかに水害等に対する防災機能を求められているとあるが、このことで防災所管と土地改良区が連携して対策を強化していくことはされているのか。

事務局：国営水路等大規模水路は、上流・下流の自治体と連携して対応しているが、一般水路は特段の連携までにはなっていない。

委員長：ほかに意見等なければ、これまでの質疑及び委員からの指摘を踏まえたうえで審査をお願いする。

評点審査終了

審査結果について委員全員の承認により確定

⑤船小屋温泉地環境整備補助金（商工観光課）審査

質疑応答

委 員：この補助金の妥当性、必要性のポイントは、追加で回答されたホームページ、看板について、どのように考えていくかであり、ホームページのページビュー数及び累計訪問者数を回答してもらったが、ページビュー数の把握はできないのか。

事務局：現状では、累計訪問者数しか把握できなかつた。

委 員：看板設置の効果は測定していないことであるが、この補助金の成果を、今後どのように実現しようとしているのか伺いたい。ホームページを開設し看板設置もしたが成果は確認できない状況である。今後、どのように改善するのか、どのように補助金の効果を実現するのかということを尋ねたい。また、観光協会は重要な観光基盤であるが、協会との人の連携をどのようにしていくのかを伺いたい。

事務局：看板の成果については数字でしか表せないので、数字の把握が必要と考えている。観光協会と温泉協会とは、市の大きなイベントであるちっご祭りと花火大会を中心に船小屋地区の発展のため協力体制を続けたいと考えている。

委 員：地元の危機感や盛り上がりが欠けている状況を、市としてこれから良い方向に持っていくために何か考えているか。

事務局：筑後市内の観光施設である水田天満宮やベースボールパーク筑後から観光客を船小屋地区へ呼び込む必要があると思う。

委 員：市が旗振り役になって、観光協会、地元の方と協議し盛り上がる仕掛けをぜひ考えていただきたい。

委 員：花火大会の主催はどこがしているのか。

事務局：市と観光協会、商工会議所の三者で事務局を担っている。船小屋温泉協会はその中の中核となる実行委員である。

委 員：そうすると、過去に船小屋温泉地環境整備補助金から花火大会協賛金が支出されているが、市主催の事業に補助金を受ける温泉協会が出することは説明がつかないのではないか。

事務局：監査の指摘もあり、現在は支出していない。

委 員：以前からあったホームページ管理経費が平成31年度から急に補助経費となっていることは奇異に感じるので、この経費に補助金を支出していいのか疑問である。しかも、この効果が測定できないものであれば、この補助金をこのまま続けていくことは疑問に思っている。

事務局：これまで監査の指摘があるので、内容を見直していくことを考えている。

委 員：この補助金は観光協会と一本化するように変えたほうが良いのではないかとも思う。

委員長：ほかに意見等なければ、これまでの質疑及び委員からの指摘を踏まえたうえで審査をお願いする。

評点審査終了

審査結果について委員全員の承認により確定

⑥八女人権擁護委員協議会筑後支部補助金（人権・同和対策室）審査

質疑応答

事務局：回答の追加説明をしたい。八女法務局所長に委員の費用弁償について実費分より少ないのでないかという話をしたが、予算が限られておりボランティアとしての側面があるため増額は困難な状況との回答であった。

委 員：回答資料では、他支部の補助金は、八女市が委員1人当たり1万6,733円、広川町が3万3,750円、筑後市が1万円となる。この金額を市としてどのように受け止めているのか伺いたい。

事務局：責任を持った活動をしていただくためには少ないとと思われる。これまでも補助金見直しの中で減額されているので、少なくとも確保はしておきたい。補助金額に差があるのは、それぞれに自治体の事情があるので判断はむずかしい。

コンサル：法務局の見解では予算の制限がありこれ以上出せないという状況の一方で、市の見解では無償ボランティアには無理があるということであったが、今の補助金の決算書では、委員の活動費持ち出しの状況が分からない。今後可能であれば、それぞれの委員の活動実態に対して法務局の費用弁償基準による実費金額を出し、委員の持ち出しの状況を明らかにしておく方がいいのではないか。

委員長：ほかに意見等なければ、これまでの質疑及び委員からの指摘を踏まえたうえで審査をお願いする。

評点審査終了

審査結果について委員全員の承認により確定

以上、審査終了